



平成 28 年 9 月 28 日

シンガポール駐在員事務所の設置について

西日本シティ銀行（頭取 谷川 浩道）は、お取引先の海外ビジネス支援を強化するため、シンガポールに駐在員事務所を設置することとしましたので、お知らせします。

シンガポール駐在員事務所開設後の当行海外拠点、上海、香港、ソウル、シンガポールの 4 拠点（いずれも駐在員事務所）です。

記

1. 設置時期（予定）

平成 29 年 3 月を目処

（平成 28 年 9 月に現地金融当局より開設認可を取得済）

2. 主な業務内容

- ・ 海外現地金融・経済・産業情報の発信
- ・ 取引先の進出支援、アテンド業務、販路・調達先開拓の支援等

3. 設置理由

平成 27 年 12 月のアセアン経済共同体（AEC）の発足を受け、アセアン域内に巨大な市場が形成されることとなり、ビジネスチャンスの拡大が見込まれているため、近年、当行のお取引先からもアセアンへの進出・貿易に関する相談が増加傾向にあります。

そこで、アセアン域内でも金融のみならず交通などインフラ面のハブ機能を有するシンガポールに、駐在員事務所を設置することとしました。

4. 担当地域・国

担当地域・国は、アセアン全域（除く、フィリピン）のほか、インド、豪州等です。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
国際部 深田・境 TEL092-476-2481

【参考】

＜当行の海外拠点＞

	アジア			
	上海	香港	ソウル	シンガポール
西日本シティ銀行	○	○	○	○(注)

○: 海外駐在員事務所

(注) 2016年9月に現地金融当局より開設認可を取得済。

